

この度の災害により大きな被害を受けられた方には、市税（市民税・固定資産税・国民健康保険税）を減免する制度があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

｜ 減免内容

対象：平成30年度の市税で平成30年7月5日以降に納期の末日が到来する市税

◇市民税◇

（災害により納税義務者が以下に該当することとなった場合）

区分	減免割合
死亡した場合	10分の10
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	10分の10
障害者となった場合	10分の9

（居住する住宅が被害を受けた場合）

住居の損害割合	軽減又は免除の割合
全壊	10分の10
大規模半壊	10分の6
半壊又は床上浸水	10分の4

◇固定資産税◇

（土地に係る減免）

損害割合	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

（家屋に係る減免）

被害の程度又は損害割合	軽減又は免除の割合
全壊	10分の10
大規模半壊	10分の6
半壊又は床上浸水	10分の4

（償却資産に係る減免）

損害割合	軽減又は免除の割合

廃棄又は復旧不能のとき	10分の10
修理費が評価額の10分の6以上であるとき	10分の8
修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

◇国民健康保険税◇

(災害により主たる生計維持者が以下に該当することとなった場合)

区分	減免割合
死亡した場合、重篤な負傷を負った場合又は行方不明となった場合	10分の10
障害者となった場合	10分の9

(被保険者の居住する住宅が被害を受けた場合)

住居の損害割合	軽減又は免除の割合
全壊	10分の10
大規模半壊、半壊又は床上浸水	10分の5

| 申請方法

本市でり災証明書(被害の程度が床上浸水以上)を交付されている方は、申請不要です。ただし、土地・償却資産に係る固定資産税や、災害により障害者となった場合等の減免は、申請が必要です。

減免申請書に下記の添付書類をつけて、申請窓口に提出してください。減免申請書は、記事下部からダウンロードできるほか、申請窓口にも備えています。申請書の受理後、申請内容について調査し、減免の可否を決定して通知します。

添付書類	り災証明書若しくは被災証明書 (本市で証明書交付済みの場合は、省略可。)
	損害保険等の保険金の補てん金額が分かるもの ※固定資産税の土地・償却資産に係る減免申請をする場合。
申請窓口	本庁税務課・各市民センター(江田島・能美・沖美)・三高支所 ※郵送でも受け付けます。
申請期限	災害のやんだ日(国税庁長官が告示します。)から2ヶ月以内

| 問い合わせ先

江田島市役所 税務課

(737-2297 江田島大柿町大原 505 番地)

電話：0823-43-1636/FAX：0823-57-4431

e-mail：zeimu@city.etajima.hiroshima.jp